

うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町 休業協力金

(接触・接待を伴う遊興施設等)

【申請受付要項】

【対象者】

宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町にて、「接待・接触を伴う遊興施設等（風営法第2条第1項第1号、同法第2条第7項、同法第2条第11項に規定される許可または届出済みの店舗）」を運営している事業者

※例：キャバレー、スナック、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、パブ、デリヘル等

【受付期間】

令和2年8月24日（月）から同年9月18日（金）まで

【申請方法】：郵送

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1 なは産業支援センター503号室
うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局 あて

※9月18日（金）の消印有効です。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※感染症防止拡大のため、直接持参には対応しておりませんのでご遠慮ください。

【問合せ先】

沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話：098-975-5825

対応期間：8月20日（木）～9月30日（水） 9:00～17:00（土日祝日含む）

【備考】

下記団体の組合員は、申請書類の一部が添付免除される「確認書」を発行してもらうことが可能です。

- 1) 沖縄県社交業飲食業生活衛生同業組合
- 2) 沖縄県飲食業生活衛生同業組合

I 宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町 休業協力金の概要

■趣旨

新型コロナウイルスによる感染が改めて拡大する中、新規感染者が宮古島市及び石垣市において増加傾向にあることから、沖縄県は、令和2年8月5日、宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町の「接触・接待を伴う遊興施設等」について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）に基づき、8月7日から8月20日までの2週間の休業協力要請を行いました。

今般、8月7日から20日までの全期間休業に応じていただいた事業者を対象に協力金を支給いたします。

■受付期間

令和2年8月24日（月）から同年9月18日（金）まで

※9月18日（金）の消印有効

■支給額

1 事業者あたり一律20万円

※宮古島市平良西里・下里地区及び石垣市美崎町内に、対象となる遊興施設を複数運営していても、1事業者一律20万円の支給となります。

※宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町内に休業要請対象となる遊興施設等を運営している事業者が、

（1）那覇市松山地区内の休業要請対象となる遊興施設等

（2）那覇市内に営業時間短縮要請対象の飲食店

のいずれか、あるいは両方を運営している場合、本受付要項に基づく「宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町 休業協力金」とは別に、上記（1）または（2）のいずれかの重複申請（重複受給）は可能です。

II 申請要件

本協力金の支給対象は、次の全ての要件を満たす者（以下「申請者」といいます。）とします。

1 対象施設(店舗)：宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町に立地し、風営法第2条第1項第1号、同法第2条第7項、同法第2条第11項に規定される許可・届出等の手続きを経て営業している接待・接触を伴う遊興施設等

※例：キャバレー、スナック、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、パブ、デリヘル等

※沖縄県が休業協力要請を発表した令和2年8月5日（水）時点で、該当施設の営業実態があることが必要です。

2 対象者：中小企業及び個人事業主等で、令和2年8月5日（水）時点で沖縄県による休業協力要請の対象となる施設(店舗等)を運営する事業者であって、休業要請を受けて8月7日から20日までの全期間休業に応じていただいた事業者※

※宮古島市平良西里・下里地区及び石垣市美崎町に対象となる遊興施設を複数運営している場合には、対象施設の

全てを休業することが必要です。

- 3 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと、また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

Ⅲ 申請手続き等

1 本協力金の申請に必要な書類等の提出・入手方法

1) 提出方法：【郵送】

郵送先：〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1 なは産業支援センター503号室
うちなんちゅ応援プロジェクト事務局 あて

2) 入手方法：以下の2通りとなります。

- a 沖縄県ホームページ：以下のURLから申請書をダウンロードして下さい。

(URL)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/keiei/covid19/kyoryokukin.html>

- b 沖縄県宮古合同庁舎（2F総務課入口）

沖縄県八重山合同庁舎（2F総務課入口）

沖縄県庁（1階県民ホール）

2 申請書類

以下の（1）から（7）までの資料を提出して下さい。必要に応じて追加資料の提出（例：営業実態を確認するための税務申告書の写しなど）及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

なお、以下の資料のうち、関係団体（P1【備考】参照）の確認書（日付・押印あり）を有する事業者は、確認書の提出により、以下の（4）（5）（6）に代えることが可能です。

（1）宮古島市平良西里・下里地区/石垣市美崎町 休業協力金 申請書兼口座振替依頼書（様式1）

（2）口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（様式2）※

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所

（3）本人確認書類（写し）：以下の①又は②のいずれか確認できる書類を1つ（様式3）

①（法人）法人代表者の運転免許証・パスポート・保険証等の書類

②（個人）運転免許証、パスポート、保険証等の書類

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）に基づ

く以下の営業に係る許可証（以下のアまたはウ）の写し、または届出確認書の写し（以下のイ）

ア）風営法第2条第1項第1号に規定する接待を伴う飲食店営業（例：キャバレー、スナック）

イ）風営法第2条第7項に規定する性風俗関連特殊営業（例：デリヘル）

ウ）風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業※（例：パブ、ダンスホール、ライブハウス、ナイトクラブ）

※ウ）の特定遊興飲食店営業は、深夜零時以降も営業するものとして風営法第2条第11項の営業許可を受けている事業者が対象となります。

※風営法の改正法施行日(平成28年6月23日)より前に、接待・接触等を伴う営業のため旧風営法の営業許可を取得した事業者については、上記規定以外の営業許可についても、今回の協力金の対象となる場合があります。（旧風営法の営業許可を取得している事業者については、営業許可証の交付を受けた警察署にて内容をご確認のうえ、対象業種であることを確認したうえで申請いただくようお願いします。）

(5) 令和2年8月7日（金）から同年8月20日（木）までの全期間、休業したことが分かる書類（以下の①、②又は③のいずれか一つ）

①休業期間を告知するホームページの写し

②休業期間を告知する店頭ポスター等の写真

③休業期間を告知するチラシ、DM等

※休業協力要請対象施設の名称等が分かるよう工夫してください。

※対象施設と対象外施設が混在している場合には、対象施設が休業していることが分かる書類が必要です。

(6) 施設等の外観及び内部写真（様式4）

※「接触・接待を伴う遊興施設等」であること及び対象施設(店舗等)の名称が分かる写真

(7) 感染症拡大防止に具体的対策に取り組む事業者※であることを示す、以下の①または②のいずれかの書類を添付

①「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」の写し

②「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度 実施内容」様式（*必要事項記載済のもの）

（説明）「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」（愛称：シーサーステッカー）について

沖縄県では、飲食店等をはじめ、感染防止対策に積極的に取り組む事業者に対してステッカーを発行して店舗等の目立つところに掲示いただくことにより、一般の皆様が安心して利用できる店舗・事業所であることを広く一般にお知らせするため、本年8月5日から「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」の取組を開始しております。

各事業者におかれては上記主旨についてご理解いただき、本協力金の申請と併せて、感染防止の取組を積極的に進めていただくようお願いいたします。

(URL) 「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー」について

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/marketing/new_corona/index.html

(備考)

①「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー」について

上記の県ホームページから申請して、個々の店舗名入りの上記ステッカー(データ)を速やかに発行できますので、なるべくこちらの県HPから申請・発行(プリントアウト)のうえ店舗等に掲示いただくとともに、本協力金の申請添付書類として、同ステッカーの写しを提出いただくようお願いします。

②「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度 実施内容」様式について

①の県HPサイトから申請いただくことが困難な事業者については、別添の「沖縄県感染防止徹底宣言ステッカー制度 実施内容」様式の該当項目にチェックマーク☑して必要事項(店舗の名称、所在地、店舗責任者の署名)を記載のうえ、本協力金の申請添付書類として提出してください。

*ある程度の日数(1ヶ月程度)を要する見込みですが、上記様式の提出を踏まえ、同制度の担当事務局から後日、申請者あてに同ステッカーを送付させていただく予定です。

3 支給の決定

(1) 本協力金の要件に合致することを申請書等により確認(必要に応じて電話連絡又はメール連絡等により申請内容の確認を行います)のうえ、同協力金を支給します。なお、支給の決定は指定口座への入金をもってお知らせすることとします。

(2) 申告書類に不備がなく、追加書類の提出や内容確認の必要がない場合は、申請書の受理日から1ヶ月程度での指定口座への入金を見込んでおりますが、申請受付開始当初(8月~9月上旬)は多数の申請が想定され、不備申請や重複申請等の状況によっては、支給までに更に日数を要する場合があります。

(3) なお、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給通知を送付する予定です。

IV その他

- 1 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本協力金を返還していただきます。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

**※ 協力金の支給を装った
詐欺にご注意ください！！**